

## 懲戒権に関する規定の見直しについての検討（三読）

## 第1 考えられる見直しの在り方

懲戒権に関する規定の見直しに関し、次の各案についてどのように考えるか。

甲案 民法第822条を削除する。

乙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、その子に対し、第820条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる（注1）。ただし、体罰を加えることはできない（注2）。

丙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

（注1）「指示及び指導」に代えて、「指示及び助言」とすることも考えられる。

（注2）上記（注1）において「指示及び助言」を採用した場合には、体罰を加えてはならない旨の文言を用いないことも考えられる。

（補足説明）

## 1 甲案

部会資料6から変更点はなく、引き続き提案するものである。

## 2 乙案

## (1) 概要

乙案は、親権者の行為について「指示及び指導」という用語を用いた上で、体罰を禁止することを提案するものであり、部会資料6の第1の乙案と丙案を併用する形で修正したものである。

具体的には、部会資料6の第1の乙案では、親権者が行う行為として「訓育」という用語を提案していたが、これを「指示及び指導」に修正する一方で、同丙案において定めていた体罰の禁止を併用することとし、ただし書の形で加えたものである。なお、同丙案では、体罰の禁止のほか、子の人格を尊重する旨を定めることを提案していたが、この点については、後記本文第2のとおり、民法第820条の見直しにおいて定めることを提案することとしたため、省いたにとどまるものである。

## (2) 親権者が行い得る行為について

## ア 現行民法第822条において許される行為の範囲等

第6回会議においては、民法第822条の見直しをするのであれば、同条がこれまで規定していた内容から何が残って何が削除されるのかを整理すべきであるとの指摘があったところである。

そこで検討すると、部会資料6の第1の1で整理したとおり、民法第822条は、親権者が監護及び教育することを定めた同法第820条の規定を超えて独自の意義をもたないと考えられており、少なくとも「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号。以下「児童福祉法等改正法」という。)による改正後は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)にいう「体罰」に含まれる行為については、懲戒権の行使として許されない。

現在では、現行民法第822条に基づいて許される行為は、子に問題行動等があった場合に、これを正すために、厳しく説教をするなどの範囲に限られていると考えられ、今回の見直しにおいて、その範囲を変えることは想定していない。

## イ 「指示及び指導」について

(ア) 第6回会議においては、「訓育」という用語は、一般の人たちには馴染みがない用語であるなどの指摘がみられたが、他方で、これに代わる用語を用いるなどして親権者が行うことができる行為を規定することで、親権者が子を教え導くことが一切できなくなるといった危惧を与えないようにすることには意味があるとの指摘もされたところである。

そこで検討すると、児童の権利に関する条約第5条において「父母(中略)が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」と規定されていることを参考に、親権者が子を監護・教育するに際して、子に対して行うことができる行為を説明する用語として、「指示及び指導」という用語が考えられる(注1)。

「指示」は相手がしなければならないことを言って聞かせることを意味する用語であり(注2)、「指導」はある目的に向かって教え導くことを意味する用語であり(注3)、これらを組み合わせることにより、子に言って聞かせたり、教え導くことを意味するものとなる。

また、「指示」及び「指導」は、いずれも一般的によく用いられるものであり、その意味内容の理解も容易であることからすると、これらの用語を用いることで、親権者が子を教え導くことが一切できなくなるといった懸念にも応えることができると考えられる。

なお、「指示及び指導」は、民法第820条の「監護及び教育」のために必要なものとして行われるものであることから、「第820条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導」としているが、民法第

820条の「監護及び教育」に必要な範囲内でしか行うことができないという点を強調するのであれば、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子に対して指示及び指導をすることができる」とすることも考えられるが、どのように考えるか。

(イ) 民法第822条の位置付け等

親権者が行うことができる行為について、「指示及び指導」を用いて規定したとしても、その行使として許容される行為の範囲は、これまでと同様に、時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられる。また、「指示及び指導」は、前記の現行民法第822条において許される範囲内の行為を表現する用語であって、上記アのとおり、同条に基づいて許される行為の範囲を変えることは想定していない。

なお、民法第820条と同法第822条の関係について整理すると、同法第820条は身上監護に関する総括的・原則的規定であり、同法第821条から第823条までは同法第820条の規定する「監護及び教育」の内容又はこれを行う方法を具体的に明文化したものであると解されるところ（松川正毅・窪田充見編「新基本法コンメンタール親族（第2版）」第242頁〔田中通裕〕）、「指示及び指導」は、子に直接関わる場面における「監護及び教育」の内容であり、その行使方法を具体的に規定したものであるとして整理することも考えられる。

ウ 「指示及び助言」について

第6回会議では、親権者が行うことができる行為を説明するものとして、「指示及び助言」という用語を用いることが考えられるという指摘があったところである。

そこで検討すると、「指示」は相手がしなければならないことを言って聞かせることを意味する用語であり、「助言」はわきから言葉を添えて助けることを意味する用語であり（注4）、これらを組み合わせることにより、子に言って聞かせたり、言葉を添えて助けることを意味するものとなる。

「指示」及び「助言」という用語は、いずれも身体的な暴力を含まない用語として一般に用いられており、上記用語を用いることで民法上体罰が禁止されることを明確に示すことができるとも考えられる。また、スコットランド法でも「指示」や「助言」という用語が用いられていること（参考資料6-3参照）も踏まえると、「懲戒」に代わる用語として「指導及び助言」という用語も考えられるため、本文（注1）に注記している。

他方で、前記のとおり、「指示」や「助言」という用語は、「指導」という用語に比べて、教え導くといった教育としての意味が希薄であり、同法第820条の監護教育権のうち、子に対する教育に関する部分を具体化する規定であることを十分に示すことができないとも考えられるが、この点についてどのように考えるか。また、他に適当な用語として、どのような用語が考えられるか。

(注1) 児童の権利に関する条約第5条は「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」と規定している。同条の原文は、以下のとおりである（下線で示した部分が「指示及び指導」に対応する。対応語の詳細は、別紙参照）。

「States Parties shall respect the responsibilities, rights and duties of parents or, where applicable, the members of the extended family or community as provided for by local custom, legal guardians or other persons legally responsible for the child, to provide, in a manner consistent with the evolving capacities of the child, appropriate direction and guidance in the exercise by the child of the rights recognized in the present Convention.」

(注2) 「指示」は、「①それとゆびさし示すこと。②指図すること。」（広辞苑第7版）、  
「①（言葉によって具体的に説明する代りに）指で何かを指したり約束によって決められた記号で示したりすること。②相手がしなければならないことを具体的に言って聞かせること。」（新明解国語辞典第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

(注3) 「指導」は、「目的に向かって教えみちびくこと。」（広辞苑第7版）、「直接指示を下したり説明を加えたり質問に答えたりして教えること。」（新明解国語辞典第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

(注4) 「助言」は、「かたわらから言葉を添えて助けること。また、その言葉。口添え。」（広辞苑第7版）、「わきから助けになるような事を言ってやること。」（新明解国語辞典第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

### (3) 体罰の禁止

#### ア 民法において「体罰」を禁止する必要性

現行法の解釈としては、上記(2)のとおり、児童虐待防止法にいう「体罰」に含まれる行為については、民法第822条に基づく行為としても許されず、これは「指示及び指導」という用語を用いて規定したとしても異ならないから、「指示及び指導」として体罰を加えることは許されることはない。

もともと、「指導」という用語を用いると、「指導」と称して体罰が行われるおそれがあるという指摘が考えられる。また、第6回会議において、民法で体罰を禁止する旨の規定を設けることに肯定的な意見が多かったことを踏まえると、体罰を禁止する旨の規定を設けて、体罰が許容されないことを明確にメッセージとして発信することには、意義があると考えられる。

なお、本文（注2）で提案するように「指示及び助言」という用語を用いた場合には、その用語の意味及びその用語から受ける印象においても、身体的暴力を含むものではないことが明らかであると考えられるため、別途体罰

を禁止する規定を設ける必要がないとも考えられる。

#### イ 「体罰」の具体的内容等

民法に「体罰」を禁止する規定を設けることについては、第2回会議において、どのような場合に「体罰」に該当するかが必ずしも明確ではないといった指摘がされたところであり、その概念、具体的内容等について検討する。

##### (ア) 「体罰」の概念、具体的内容等

「体罰」とは、こらしめとして肉体的な苦痛を与えることを意味する用語（注1）であることからすると、民法第822条において禁止すべき「体罰」については、「①子に肉体的な苦痛を与えること、②上記①の肉体的苦痛が子の問題行動（主観・客観を問わない）に対する制裁として行われること」が要素になるとも考えられる。

上記①の「児童に肉体的な苦痛を与えること」については、殴る、蹴るといった暴力のみならず、長時間正座させること、晩ご飯を抜くこと、冷たいシャワーを浴びせる、臭いものを嗅がせるといったものも含み得るものと考えられる。

上記②の「上記①の肉体的苦痛が児童の問題行動（主観・客観を問わない）に対する制裁として行われること」については、道に飛び出そうとする子を引き止めるといった子を守るための行為や、カッターナイフを振り回している子の手をつかむといった自らの危険を回避するための行為等を体罰から除外するためのものであり、これらの行為は、いずれも子の問題行動に対する制裁として行われるものではないと整理することができると考えられる。

##### (イ) 「体罰」該当性の判断

「①子に肉体的な苦痛を与えること、②上記①の肉体的苦痛が子の問題行動（主観・客観を問わない）に対する制裁として行われること」に該当するかどうかは、一義的に決まるものではなく、当該子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、当該行為の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるとも考えられるが、どのように考えるか。

#### ウ 他の法令との整合性等

##### (ア) 学校教育法第11条における「体罰」

学校教育法第11条における「体罰」については、部会資料2でも記載したところであるが（注2）、平成25年3月13日文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）』によれば、「(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児

童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」、「(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされており、その内容は、上記イの考え方と大きく異なるものではないと考えられる。

なお、現行民法第822条の親権者の懲戒権と、学校教育法第11条の校長及び教員の懲戒権とは、いずれも子や児童等の教育のために行われるものであるという点で共通しているが、例えば、校長及び教員の懲戒権が、学校という特定の場における教育目的を達成するために行われるものであるのに対し、親権者の懲戒権は、広く一般的な子の監護教育のために行われるものであるという違いがあると考えられ、親権者に許される行為の範囲と校長及び教員に許される行為の範囲は、必ずしも一致する必要はないとも考えられる。

(イ) 児童虐待防止法第14条第1項における「体罰」

児童虐待防止法第14条第1項における「体罰」についても、上記イの考え方とは、表現等には若干の違いがあるものの、その範囲等は、概ね一致するものと考えられる。

具体的には、児童虐待防止法第14条1項における「体罰」の定義について、厚生労働省が主催する「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」が令和2年2月に策定した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(以下「本件報告書」という。参考資料10-1(3))によれば、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当」するとしているが(注3)、身体に苦痛を引き起こす行為(罰)が体罰に該当すると考えている点で、上記イの考え方と一致している。他方で、本件報告書では、「苦痛」のみならず、「不快感」という用語も用いているが(注4)、民法における、「体罰」の定義に「不快感」という用語を用いると、その外縁部分が不明確になるとも考えられるため、その用語を用いるのは相当ではないとも考えられる。もっとも、「不快感」は快くないという感情である一方、苦痛は苦しみの感情を含むものであり、本件報告書においても、「不快感」は、単なる主観的な「不快感」ではなく、身体にもたらす「不快感」であり、その具体例として「掃除をしないので、雑巾を顔におしつけた」が挙げられていることからすると、身体にもたらす「不快感」と肉体的な苦痛の差異は、苦しみの程度の差と評価することができるとも考えられる。そのように理解をすると、身体的な不快感は、前記①の「子に肉体的な苦痛を与えること」に含み得るものとも考えられるので、「体罰」に該当する範囲は、

上記イの考え方と概ね一致するものと考えられる。

また、本件報告書では、「体罰」該当性について、子の年齢や発達状況といった諸般の事情を踏まえて判断するものであるかが明確ではないが、その作成に際してパブリックコメント手続に付されており、そこで寄せられた意見に対する考え方として「個別の行為が、不快感を意図的に与え、子どもを罰する行為なのかどうか等は、子どもの発達段階や社会通念等により異なるため、行為によって一概に申し上げることはできません（以下略）」と記載してあるように（注5）、体罰に該当するかどうかは、子の年齢、その発達状況や社会通念といった諸般の事情を踏まえて判断をすることを前提とするものと考えられるため、その点においても、上記イの考え方と概ね一致するものと考えられる。

#### （ウ） 児童福祉法上の「体罰」

児童福祉法第33条の2、第47条第3項は、児童相談所長、児童福祉施設の長による「懲戒」に関し、「体罰」を禁止しているが、これは、児童福祉法等改正法により児童虐待防止法に「体罰」の禁止が定められた際に設けられた規定であり、「体罰」の範囲等は、上記（イ）の解釈と基本的に同様のものであると考えられる。

#### エ 「体罰」に代わる用語

民法に「体罰」の用語を設けることに対しては、その定義が曖昧であるとの指摘に加え、「体罰」からこれまでしつけ等として肯定されてきた側面を除くと、それは結局身体的・精神的暴力にすぎないし、「身体的暴力」の用語を用いた場合でも、例えば道に飛び出そうとする子を引き止める行為等が「身体的暴力」に当たらないという解釈ができるのであれば、正当な行為まで制約されることにはならないから、「体罰」に代えて「身体的暴力」の用語を用いることもできるのではないかと指摘があったところである。

この点については、「身体的暴力」という文言からは直ちに制裁的な要素が含まれているとはいえず、この場合に、道に飛び出そうとする子を引き止める行為等を正当化するためには、他に正当な行為として違法性を阻却するなどの何らかの解釈が必要になると考えられる。また、「暴力」という用語が一般的には有形力の行使を伴うものとして認識されていることに照らすと、子に長時間正座させるなどの有形力を行使しない態様で身体的苦痛を与える行為を禁止するものか判然としないと考えられるため、上記用語は相当ではないとも考えられる。

なお、第6回会議では、「精神的暴力」についても禁止すべきではないかとの指摘もあったが、仮にそのような用語を何の定義をすることもなく用いることができたとしても、精神的な苦痛を加える行為については様々なものが考えられ、例えば、子を厳しく説教するなど、社会通念上許容されると考えられる行為についても、当然に相当程度の精神的な苦痛を伴うことから、どの程度の行為が精神的な苦痛を与える行為として禁止されるのかを判別する

ことは極めて困難になると考えられ、精神的な苦痛を加える行為を含めて禁止する定めを置くことは難しいとも考えられる。

このような点を踏まえ、乙案では、「体罰」の用語を提案するものであるが（他に、「子の人格の尊重」に関する後記本文第2の（補足説明）3（10頁）参照）、どのように考えるか。

（注1）「体罰」は、「身体に直接に苦痛を与える罰。」（広辞苑第7版）、「言う事をきかなかつたり悪い事をしたりした子供に対して、こらしめとして肉体的な苦痛を与えること。」（新明解国語辞典第7版）とされている（詳細は、別紙参照）。

（注2）学校教育法第11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めている。なお、学校教育法施行規則第26条には、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」（第1項）、「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。」（第2項）との規定がある。

（注3）本件報告書では、体罰の定義について「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。」するとしている。

体罰の具体例としては、「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」、「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた」、「友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った」、「他人のものを取ったので、罰としてお尻を叩いた」、「宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった」、「掃除をしないので、罰として雑巾を顔に押しつけた」というものを挙げている。

他方で、体罰に該当しないものとして、「罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）」を挙げている。

（注4）国連児童の権利委員会の一般的意見8号でも、体罰について、「有形力が用いられ、かつ、どんなに軽いものであっても何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」と定義されており、「不快感」という用語が使われている。

（注5）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策室が令和2年2月18日に公表した「「体罰等によらない子育てのために（素案）」に関する御意見の募集について」と題する書面（参考資料10-1(1)）において、「○「体罰」の定義が不明確。例示では、実際の育児中に発生する個別事例が体罰に当たるのか否かを判断できない。」などの意見に対する考え方として、「個別の行為が、不快感を意図的に与え、子どもを罰する行為なのかどうか等は、子どもの発達段階や社会通念等により異なるため、



行為によって一概に申し上げることはできませんが、今回のとりまとめの趣旨は、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することです。今後、改正法の趣旨やとりまとめの内容をわかりやすく周知・啓発してまいります。」としている。

#### (4) 刑事処罰との関係

第6回会議では、これまで民法第822条の懲戒権規定が、刑事法上の違法性阻却事由として意義を有していたことから、懲戒権規定が削除された場合、子に対して軽微な有形力を行行使した場合であっても逮捕されることになるのではないかという懸念に対してどのように考えるか検討する必要があるとの指摘があった。

そこで検討すると、子に対して軽微な有形力を行行使した場合に逮捕・勾留されるかや起訴されるかという点については、個別具体的な事情に基づいて、捜査機関が判断することになるため、明らかにすることはできない。

いずれにせよ、これまで論じてきたとおり、「懲戒」の用語を見直し、「体罰を禁止する」旨の規定を設けたとしても、民法上許容されない行為の範囲に特段変更が生じるものではないことを前提とすると、本見直しは、刑事法上の違法性阻却の範囲に特段の影響を及ぼすこととはならないと考えられるが、どのように考えるか。

### 3 丙案

部会資料6において、丙案として、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育を行うに際して、子の人格を尊重するとともに、体罰を加えてはならない。」と定めることを提案したところ、第6回会議において、その方向性について賛同する意見が多数あったことから、引き続き提案するものである。

同丙案においては、上記のとおり、体罰の禁止のほか、子の人格を尊重する旨を定めることを提案していたが、この点については、後記本文第2のとおり、民法第820条の見直しにおいて定めることを提案することとしたため、省いたにとどまるものである。

なお、体罰の禁止に関する説明については、乙案と同様である。

## 第2 懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項

1 懲戒権に関する規定の見直しに伴い、親権者の一般的な権利義務を定めた民法第820条を次のように改めることについて、どのように考えるか。

- ① 親権を行う者は、子の利益のために監護及び教育をする権利を有し、義務を負う〔義務を負い、権利を有する〕。
- ② 親権を行う者は、①の監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない。

2 居所指定権を定める民法第821条及び職業許可権を定める民法第823条

を見直すことについては、慎重に検討することとしてはどうか。

(補足説明)

## 1 概要

本文1については、民法第820条において、子の人格を尊重することについて規定することを提案するものである。

本文2については、部会資料6から変更点はない。

## 2 親権における権利義務関係

本文1①については、第2回会議において、親権においては権利性が重要であるという指摘があったことや、民法第820条の権利の内容は一義的に明らかでなく、多種多様なものを含むとの指摘がされたところであり、その見直しを検討する場合には、その前提として、それらの多種多様な権利についても検討することが必要であると考えられることなどから、現行法のとおり提案している。

もっとも、第2回会議において、親権の最も中心的な権利義務関係は親と子の関係にあり、親は子との関係で基本的には義務を負っていることからすれば、義務を先に規定すべきではないかとの指摘や、親権の義務性を明らかにする規定を設けることはメッセージ性という意味で意義があるとの指摘があったことから、ブラケットを付して、同法第820条の「権利」と「義務」の先後を入れ替えることも提案しているが、どのように考えるか。

## 3 子の人格の尊重

### (1) はじめに

部会資料6の本文第1の丙案では、民法第822条に子の人格の尊重を規定することを提案していたところ、同法に「子の人格を尊重する」旨の規定を設けることについては、賛成意見が多かったものの、同法第822条ではなく、同法第820条に入れるべきといった指摘もあったこと等を踏まえ、本文1②は、同法第820条に「子の人格を尊重しなければならない」旨の規定を設けることを提案するものである。

### (2) 子の人格の尊重を規定する意義

子の人格を尊重するという規定を設けることについては、民法第822条との関係においては、部会資料6のとおり、「体罰」という用語では包摂できない罵詈雑言等の、子の人格を傷つけるような行為を許容しないということを明確にする点で意義があるとも考えられる。もっとも、子の人格を尊重することは、同法第822条だけでなく、居所指定権を定める同法第821条や職業許可権を定める同法第823条においても求められるものであり、監護教育権の総則的な規定と解されている同法第820条に子の人格の尊重することを規定し、監護教育権の行使全般において子の人格が尊重されるべきことを明らかにするのが相当であるとも考えられる。

他方で、従前の会議において、民法において「人格」という文言を用いることが適切なのかといった指摘や、親子関係にのみ「人格」という文言を規定することに問題はないのかといった指摘があったところである。

そこで検討すると、第6回会議において、不法行為法においては、人格権又は人格的利益という概念は確立したものであるとの指摘があったこと、親は、子が自分と同じ価値観を持っていると思い込む傾向が強く、自らの価値観を子に当てはめて考え、それが子にとっても幸せであると考ええる傾向があり、その結果、虐待にいたってしまうということがあるとの指摘があったことなどを踏まえると、親子関係においては、子の人格を尊重しなければならないと明文で定めることによって、独立した個人としての子の位置付けを明確にし、これをメッセージとして発するという意義があるとも考えられる。

なお、「子の人格を尊重しなければならない」こと（本文1②）は、親権を行う者が子を監護・教育する際（本文1①）の一般的な行為指針として位置付けられるものと考えられる。

(3) 他の概念との整合性等

ア まず、民法第820条には、既に「子の利益のために」監護及び教育を行うことが規定されており、子の人格を傷付けるような行為が子の利益に反することは明らかであるから、「子の人格を尊重しなければならない」との定めは「子の利益のために」との定めは重複する部分があると考えられる。

もっとも、子の人格の尊重の定めについては、上記のとおり独自の意義を有するとも考えられる。

イ 次に、家事事件手続法第65条において、子の意思を考慮しなければならないとの定めがあることから、「子の意思」の概念との関係を整理すると、同条は、子の利益を確保する観点から、家庭裁判所が、家事審判手続において、子の意思の把握に努め、その意思を考慮すべきことを定めるものであって、これは、家庭裁判所の責務として、当該事件における具体的な子の意思を把握することを求めるものである。他方で、民法第820条において、人格を尊重しなければならない旨の規定を設けることは、上記のとおり、親に対して、子を独立した個人として取り扱うことを求めるという一般的な行為指針を示すものであり、両者は異なるものであると考えられる。

(4) 以上を踏まえ、民法第820条において、子の人格の尊重について定めることについて、どのように考えるか。

## 別紙

### 用語の辞書上の意味について

#### 1 監護

- ・「監督し保護すること。」(広辞苑第7版, 新明解国語辞典第7版, 岩波国語辞典第6版 デスク版, 大辞林第3版)
- ・「監督し, 保護すること。」(角川国語大辞典再版)

#### 2 教育

- ・「①教え育てること。望ましい知識・技能・規範などの学習を促進する意図的な働きかけの諸活動。②①を受けた実績。」(広辞苑第7版)
- ・「一般的な(その方面の)知識や技能の修得, 社会人としての人間形成などを目的として行われる訓練。特に, 学校で行われるものを指す。」(新明解国語辞典第7版)
- ・「教えて知能をつけること。人の心身両面にわたって, またある技能について, その才能を伸ばすために教えること。」(岩波国語辞典第6版 デスク版)
- ・「他人に対して意図的な働きかけを行うことによって, その人を望ましい方向へ変化させること。広義には, 人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。その活動が行われる場により, 家庭教育・学校教育・社会教育に大別される。」(大辞林第3版)
- ・「①教え育てること。知識をつけること。②人間形成の過程を目的意識的に統御しようとする活動。」(角川国語大辞典再版)

#### 3 指示

- ・「①それとゆびさし示すこと。②指図すること。」(広辞苑第7版)
- ・「①(言葉によって具体的に説明する代りに)指で何かを指したり約束によって決められた記号で示したりすること。②相手がしなければならないことを具体的に言って聞かせること。」(新明解国語辞典第7版)
- ・「①これがそうだと, 指でさして, または指さすように示すこと。②こうせよと指図すること。」(岩波国語辞典第6版 デスク版)
- ・「①さし示すこと。②指図すること。また, その指図・命令。」(大辞林第3版)
- ・「①指さして示すこと。②必要なものを示し教えること。③指図すること。命令すること。」(角川国語大辞典再版)

#### 4 指導

- ・「目的に向かって教えみちびくこと。」(広辞苑第7版)
- ・「直接指示を下したり説明を加えたり質問に答えたりして教えること。」(新明解国語辞典第7版)
- ・「ある目的に向かって教え導くこと。」(岩波国語辞典第6版 デスク版)

・「①ある意図された方向に教え導くこと。②柔道で、選手が禁止事項を犯したとき、審判員から受ける宣告の一。禁止事項のごく軽い犯し方をしたものの。」(大辞林第3版)

・「①ある目的・方向に沿って教え導くこと。コーチ。②児童・生徒の発達や順応を可能にするための教育活動。学習・生活・針路・健康指導など。」(角川国語大辞典再版)

## 5 助言

・「かたわらから言葉を添えて助けること。また、その言葉。口添え。」(広辞苑第7版)

・「わきから助けになるような事を言ってやること。」(新明解国語辞典第7版)

・「こうするのがよかろうと、わきから言葉を添えて、助けを出すこと。」(岩波国語辞典第6版 デスク版)

・「役に立ちそうな言葉をかけること。また、その言葉。アドバイス。」(大辞林第3版)

・「わきからことばを添えて助けること。また、そのことば。口添え。」(角川国語大辞典再版)

## 6 体罰

・「身体に直接に苦痛を与える罰。」(広辞苑第7版)

・「言う事をきかなかったり悪い事をしたりした子供に対して、こらしめとして肉体的な苦痛を与えること。」(新明解国語辞典第7版)

・「体に苦痛を与える罰。」(岩波国語辞典第6版 デスク版)

・「こらしめのために肉体的な苦痛を与えること。日本の学校教育では、法律によって禁止されている。」(大辞林第3版)

・「身体に直接苦痛を与える懲罰。体刑」(角川国語大辞典再版)

## 7 direction

・「① a 指揮, 指導; 監督, 管理; (劇) 演出, 監督 (楽団の) 指揮; (古) 管理職  
b 指図, 訓令, 説示, 心得書; (薬・機器などの) 使用法, 説明書; (目的地への) 行き方の指示, 案内; (楽) (譜面にある) 指示 (記号); (古) 表書き, 宛名  
② 方向, 方角, 方位; (行動・思想の) 方針, 方向性, 傾向」(研究社リーダーズ英和辞典第3版)

・「① 方向, 方角, 方面 ② (ある方向の) 地域, 地点, 位置; 方位 ③ (思想・行動などの) 傾向, 趨勢, 動向; 目標, 目的, 指針 ④ (文語) 指揮, 指導; 管理, 監督; 管理職 ⑤ (通例～s) (1) (…についての) (…せよとの) 指示, 指図, 指令, 命令; (…へ行く) 行き方を教えること (2) (…についての) (…のための) 手引き, 使用説明 (書) 心得, 処方箋, 扱い方 ⑥ (古) (手紙・小包などの) あて名, 表書き ⑦ (演劇・映画の) 演出, 監督; (廃) 監督の技術

(仕事) ⑧ (音楽) (オーケストラなどの) 指揮 ; (楽譜上の) 指示」(小学館ランダムハウス英和大辞典第2版)

- ・「①指導 (guidance), 監督, 管理 (management), 指揮, 支配 (control), (映) 監督, (劇) 演出 ②命令, 指図 (order) ③指令, 指示, 使用法, 指図書 ④宛名, 所書き (address) ⑤方向, 方角, 方位, 方面 ⑥傾向 (trend) ⑦ (楽) (楽譜上の) 指示 ⑧=directorate」(岩波英和大辞典初版)
- ・「①指揮, 指導 ; 監督 ; 経営 (control, guidance, management) ②命令, さしず, 指令 (order, command) ; 教え, 使用法, 心得 (instruction, information) ③あて名, 上書き (address) ④方向 ; 方面 (aspect) ⑤傾向 (trend) ⑥ (音楽) 指示 ⑦ (演劇) 監督, 計画 ; 演出 ⑧重役会, 役員会」(三省堂カレッジクラウン英和辞典第2版)

## 8 guidance

- ・「案内, 指導, 手引き, 指図 ; 手本 ; (無生物が…) の方向を示すこと, …の指標となること ; (教育) 学生指導, 補導, ガイダンス ; (空・宇) (弾道・飛行軌道などの) 誘導」(研究社リーダーズ英和辞典第3版)
- ・「①指導, 案内, 指揮, 手引き, 指図 ② (教育課程の選択や就職準備の) 学生指導, 補導, ガイダンス ③ (心理) ガイダンス : 悩みを持つ人のための指導 ④指導 (案内) するもの, 手本, 模範 ⑤ (航空宇宙) (ミサイル・ロケットの飛行進路の) 誘導」(小学館ランダムハウス英和大辞典第2版)
- ・「①案内, 指導, 指図 (direction) ②手本 (model), 指針 ③ (教) ガイダンス, 指導」(岩波英和大辞典初版)
  - ・「案内, 手引き, 指導, 補導, (教育上の) ガイダンス ; 導きとなるもの, 模範 (model) ; (ミサイルなどの) 誘導」(三省堂カレッジクラウン英和辞典第2版)

以 上